

浜松市規則第9号

浜松市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

浜松市消防局の組織に関する規則（昭和39年浜松市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
<p style="text-align: center;">（事務分掌）</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>消防総務課</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 消防団に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(16)～(20)</u> (略)</p> <p>予防課～情報指令課 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（職制）</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>警防課に、次に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、担当課長として救急管理担当課長を置く。</u></p> <p><u>(1) 救急業務の運営管理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 救急自動車及び救急機械器具等に関すること。</u></p> <p><u>(3) 救急技術の研究、訓練及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(4) 応急手当の普及啓発に関すること。</u></p> <p><u>(5) 救急医療機関等に関すること。</u></p> <p><u>(6) 救急高度化の推進に関すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">（事務分掌）</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>消防総務課</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 消防団の<u>業務の支援</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(16) 消防団の運営の支援に関すること。</u></p> <p><u>(17)～(21)</u> (略)</p> <p>予防課～情報指令課 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（職制）</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担当課長</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">消防総務課</td> <td style="text-align: center;">消防団支援担当課長</td> <td>(1) 消防団の業務の支援に関する<u>こと</u>。 (2) 消防団の運営の支援に関する<u>こと</u>。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警防課</td> <td style="text-align: center;">救急管理担当課長</td> <td>(1) 救急業務の運営管理に関する<u>こと</u>。 (2) 救急自動車及び救急機械器具等に関する<u>こと</u>。 (3) 救急技術の研究、訓練及び指導に関する<u>こと</u>。 (4) 応急手当の普及啓発に関する<u>こと</u>。 (5) 救急医療機関等に関する<u>こと</u>。 (6) 救急高度化の推進に関する<u>こと</u>。</td> </tr> </tbody> </table>	課	担当課長	担当事務	消防総務課	消防団支援担当課長	(1) 消防団の業務の支援に関する <u>こと</u> 。 (2) 消防団の運営の支援に関する <u>こと</u> 。	警防課	救急管理担当課長	(1) 救急業務の運営管理に関する <u>こと</u> 。 (2) 救急自動車及び救急機械器具等に関する <u>こと</u> 。 (3) 救急技術の研究、訓練及び指導に関する <u>こと</u> 。 (4) 応急手当の普及啓発に関する <u>こと</u> 。 (5) 救急医療機関等に関する <u>こと</u> 。 (6) 救急高度化の推進に関する <u>こと</u> 。
課	担当課長	担当事務								
消防総務課	消防団支援担当課長	(1) 消防団の業務の支援に関する <u>こと</u> 。 (2) 消防団の運営の支援に関する <u>こと</u> 。								
警防課	救急管理担当課長	(1) 救急業務の運営管理に関する <u>こと</u> 。 (2) 救急自動車及び救急機械器具等に関する <u>こと</u> 。 (3) 救急技術の研究、訓練及び指導に関する <u>こと</u> 。 (4) 応急手当の普及啓発に関する <u>こと</u> 。 (5) 救急医療機関等に関する <u>こと</u> 。 (6) 救急高度化の推進に関する <u>こと</u> 。								

5～10 (略)

5～10 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この規則は、消防団の業務及び運営の支援に関する事務を所掌させるため消防総務課に消防団支援担当課長を設置することに伴う規定の整備を行うものです。